

福島労発基 0110 第 1 号
令和 6 年 1 月 10 日

福島地方労働審議会
会長 藤野 美都子 殿

福島労働局長
井口 真 嘉



福島県外衣・シャツ製造業最低工賃の改正決定について (諮問)

家内労働法第 10 条の規定に基づき、別紙の理由により、福島県外衣・シャツ製造業最低工賃 (平成 30 年福島労働局最低工賃第 1 号) の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

最低工賃改正諮問理由

家内労働法第13条において、最低工賃は、地域の最低賃金との均衡を考慮して決定することとされており、福島県内の最低工賃については、第14次改正計画に基づき、平成15年度以降3年に一度見直すこととしている。

「福島県外衣・シャツ製造業最低工賃」については、令和3年5月に改正しているところ、令和3年から令和5年までの3年間で、福島県最低賃金額（時間額）は、率にして12.5%（額にして100円）引き上げられている。

また、令和5年11月実施の実態調査結果によると、工賃額の改訂も行われているところである。

これらにあわせた最低工賃の改正は、家内労働者の労働条件の向上を図り、もって家内労働者の生活の安定に資することとなる。

以上のことから、妥当な最低工賃について審議する必要があると判断したものである。



令和 6 年 2 月 6 日

福島地方労働審議会
会長 藤 野 美都子 殿

福島地方労働審議会
福島県外衣・シャツ製造業
最低工賃専門部会
部会長 藤 野 美都子

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 6 年 1 月 10 日、福島地方労働審議会において付託された福島県外衣・シャツ製造業最低工賃の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益委員

部会長

藤 野 美 都 子

部会長代理

宇 佐 見 明 良

岡 部 貴 敏

家内労働者委員

石 田 大 輔

大 越 香 代 子

佐 藤 祐 一

委託者委員

岡 部 武 行

笠 原 忠 雄

佐 藤 卓 也



別 紙

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する家内労働者
福島県の区域内で外衣製造業またはシャツ製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 最低工賃額
別表のとおり
- 4 効力発生の日
令和6年5月1日



別 表

次の表の左欄に掲げる品目および中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品 目		工 程	金 額
男 子 既 製 洋 服	上 衣	そで裏まつり	10センチメートルにつき 24円
		そでまつり星入れ	10センチメートルにつき 16円
		そで口裏まつり	10センチメートルにつき 16円
		見返し星入れ	10センチメートルにつき 15円
		前身端星入れ	10センチメートルにつき 11円
		えり付けまつり	10センチメートルにつき 19円
		下えりからげまつり	10センチメートルにつき 20円
		肩裏まつり	10センチメートルにつき 18円
		背わき(わき裏)まつり	10センチメートルにつき 19円
		背鎖止め(本鎖のもの)	3センチメートルにつき 28円
		ベンツまつり	10センチメートルにつき 24円
		ベンツ止め(×印に限る)	1か所につき 9円
		背すそ奥まつり(背ぬきのものに限る)	10センチメートルにつき 16円
		前裏すそ奥まつり及び背ぬき以外の背すそ奥まつり	10センチメートルにつき 14円
		小ボタンのボタン付け	1個につき 15円
		糸くず取り	接着芯縫製のもの
	毛芯縫製のもの		1枚につき 134円
	ズ ボ ン	腰裏まつり	10センチメートルにつき 16円
		腰裏かんぬき止め	1か所につき 8円
		小またちどり	10センチメートルにつき 45円
天ぐまつり		3センチメートルにつき 7円	
前立てまつり		3センチメートルにつき 8円	
後中央まつり		3センチメートルにつき 10円	
小ボタンのボタン付け		1個につき 15円	
糸くず取り		1本につき 43円	

婦 人 服	上 衣 スカート	そで裏まつり		10センチメートルにつき	18円
		えり付けまつり		10センチメートルにつき	19円
		すそ奥まつり		10センチメートルにつき	12円
	スラックス コ ー ト	ボタン付け	2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき	11円
			裏穴のボタンを付けるもの	1個につき	11円
	ワンピース		4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき	12円
	ブラウス	玉縁ボタンホール		1個につき	32円
		かぎホック付け		1組につき	25円
		スナップ付け		1組につき	25円
		糸ループ付け（本鎖のもの）		3センチメートルにつき	21円
		ベントツ止め（×印に限る）		1か所につき	9円
		鎖止め（本鎖のもの）		2センチメートルにつき	16円
		糸くず 取り	上衣・裏なしのものについて行うもの	1枚につき	28円
			上衣・総裏のものについて行うもの	1枚につき	18円
			上衣・半裏のものについて行うもの	1枚につき	25円
			スカート又はスラックスについて行うもの	1本につき	16円
	コートについて行うもの		1枚につき	28円	
	ワンピースについて行うもの		1枚につき	21円	
	ブラウスについて行うもの		1枚につき	15円	
	プリーツ止め（×印に限る）		1か所につき	8円	
	スカート スラックス	小またちどり		10センチメートルにつき	18円
		シックまつり		10センチメートルにつき	16円
		ウエストまつり		10センチメートルにつき	11円
ワンピース ブラウス	パット付け		1組につき	51円	
ワイシャツ	毛羽取り	半そでについて行うもの	1枚につき	25円	
		長そでについて行うもの	1枚につき	32円	

- 備考 1) 「金額」欄中表示されている単位の長さ以外で委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たり換算した額とする。この場合、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、切り上げるものとする。
- 2) 糸くず取りについては、委託者が当該工程を行わず、家内労働者に当該工程のすべてを委託する場合に限る。



福島労審発第4号
令和6年2月6日

福島労働局長
井口真嘉 殿

福島地方労働審議会

会長 藤野 美都子



福島県外衣・シャツ製造業最低工賃の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年1月10日付け福島労発基0110第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。



別 紙

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する家内労働者
福島県の区域内で外衣製造業またはシャツ製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 最低工賃額
別表のとおり
- 4 効力発生の日
令和6年5月1日



別 表

次の表の左欄に掲げる品目および中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品 目		工 程	金 額
男 子 既 製 洋 服	上 衣	そで裏まつり	10センチメートルにつき 24円
		そでまつり星入れ	10センチメートルにつき 16円
		そで口裏まつり	10センチメートルにつき 16円
		見返し星入れ	10センチメートルにつき 15円
		前身端星入れ	10センチメートルにつき 11円
		えり付けまつり	10センチメートルにつき 19円
		下えりからげまつり	10センチメートルにつき 20円
		肩裏まつり	10センチメートルにつき 18円
		背わき(わき裏)まつり	10センチメートルにつき 19円
		背鎖止め(本鎖のもの)	3センチメートルにつき 28円
		パンツまつり	10センチメートルにつき 24円
		パンツ止め(×印に限る)	1か所につき 9円
		背すそ奥まつり(背ぬきのものに限る)	10センチメートルにつき 16円
		前裏すそ奥まつり及び背ぬき以外の背すそ奥まつり	10センチメートルにつき 14円
	小ボタンのボタン付け	1個につき 15円	
	糸くず取り	接着芯縫製のもの	1枚につき 34円
		毛芯縫製のもの	1枚につき 134円
	ズ ボ ン	腰裏まつり	10センチメートルにつき 16円
		腰裏かんぬき止め	1か所につき 8円
		小またちどり	10センチメートルにつき 45円
天ぐまつり		3センチメートルにつき 7円	
前立てまつり		3センチメートルにつき 8円	
後中央まつり		3センチメートルにつき 10円	
小ボタンのボタン付け		1個につき 15円	
糸くず取り		1本につき 43円	

婦 人 服	上 衣 スカート	そで裏まつり		10センチメートルにつき	18円	
		えり付けまつり		10センチメートルにつき	19円	
		すそ奥まつり		10センチメートルにつき	12円	
	スラックス コート ワンピース	ボタン付け	2つ穴のボタンを付けるもの		1個につき	11円
			裏穴のボタンを付けるもの		1個につき	11円
			4つ穴のボタンを付けるもの		1個につき	12円
	ブラウス	玉縁ボタンホール		1個につき	32円	
		かぎホック付け		1組につき	25円	
		スナップ付け		1組につき	25円	
		糸ループ付け（本鎖のもの）		3センチメートルにつき	21円	
		ベンツ止め（×印に限る）		1か所につき	9円	
		鎖止め（本鎖のもの）		2センチメートルにつき	16円	
		糸くず 取り	上衣・裏なしのものについて行うもの		1枚につき	28円
			上衣・総裏のものについて行うもの		1枚につき	18円
			上衣・半裏のものについて行うもの		1枚につき	25円
			スカート又はスラックスについて行うもの		1本につき	16円
	コートについて行うもの		1枚につき	28円		
	ワンピースについて行うもの		1枚につき	21円		
	ブラウスについて行うもの		1枚につき	15円		
	プリーツ止め（×印に限る）		1か所につき	8円		
	スカート スラックス	小またちどり		10センチメートルにつき	18円	
		シックまつり		10センチメートルにつき	16円	
		ウエストまつり		10センチメートルにつき	11円	
	ワンピース ブラウス	パット付け		1組につき	51円	
	ワイシャツ	毛羽取り	半そでについて行うもの		1枚につき	25円
			長そでについて行うもの		1枚につき	32円

- 備考 1) 「金額」欄中表示されている単位の長さ以外で委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たり換算した額とする。この場合、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、切り上げるものとする。
- 2) 糸くず取りについては、委託者が当該工程を行わず、家内労働者に当該工程のすべてを委託する場合に限る。

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃 (案)

1. 適用する家内労働者

福島県の区域内で外衣製造業またはシャツ製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる品目および中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品目	工程	金額	品目	工程	金額					
男子既製洋服	上衣	そで裏まつり	10センチメートルにつき	24円	婦人服	そで裏まつり	10センチメートルにつき	18円		
		そでまつり星入れ	10センチメートルにつき	16円		えり付けまつり	10センチメートルにつき	19円		
		そで口裏まつり	10センチメートルにつき	16円		スカート	すそ奥まつり	10センチメートルにつき	12円	
		見返し星入れ	10センチメートルにつき	15円		スラックス	2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき	11円	
		前身端星入れ	10センチメートルにつき	11円		コート	ボタン付け	裏穴のボタンを付けるもの	1個につき	11円
		えり付けまつり	10センチメートルにつき	19円		ワンピース	4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき	12円	
		下えりからげまつり	10センチメートルにつき	20円		ブラウス	玉縁ボタンホール	1個につき	32円	
		肩裏まつり	10センチメートルにつき	18円		かぎホック付け	1組につき	25円		
		背わき(わき裏)まつり	10センチメートルにつき	19円		スナップ付け	1組につき	25円		
		背鎖止め(本鎖のもの)	3センチメートルにつき	28円		糸ループ付け(本鎖のもの)	3センチメートルにつき	21円		
		パンツまつり	10センチメートルにつき	24円		パンツ止め(×印に限る)	1か所につき	9円		
		パンツ止め(×印に限る)	1か所につき	9円		鎖止め(本鎖のもの)	2センチメートルにつき	16円		
		ズボン	背すそ奥まつり(背ぬきのものに限る)	10センチメートルにつき		16円	ワイシャツ	毛羽取り	上衣・裏なしのものについて行うもの	1枚につき
	前裏すそ奥まつり及び背ぬき以外の背すそ奥まつり		10センチメートルにつき	14円	上衣・総裏のものについて行うもの	1枚につき			18円	
	小ボタンのボタン付け		1個につき	15円	上衣・半裏のものについて行うもの	1枚につき			25円	
	糸くず取り		接着芯縫製のもの	1枚につき	34円	カト又はスチグスについて行うもの			1枚につき	16円
			毛芯縫製のもの	1枚につき	134円	コートについて行うもの			1枚につき	28円
	腰裏まつり		10センチメートルにつき	16円	ワンピースについて行うもの	1枚につき			21円	
	腰裏かんぬき止め		1か所につき	8円	ブラウスについて行うもの	1枚につき			15円	
	小またちどり	10センチメートルにつき	45円	ブリーツ止め(×印に限る)	1か所につき	8円				
天ぐまつり	3センチメートルにつき	7円	スカートスラックス	小またちどり	10センチメートルにつき	18円				
前立てまつり	3センチメートルにつき	8円		シックまつり	10センチメートルにつき	16円				
後中央まつり	3センチメートルにつき	10円		ウエストまつり	10センチメートルにつき	11円				
小ボタンのボタン付け	1個につき	15円	ワンピースブラウス	パット付け	1組につき	51円				
糸くず取り	1本につき	43円								

備考(1) 金額欄中表示されている単位の長さ以外で委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たり換算した額とする。

この場合、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、切り上げるものとする。

(2) 糸くず取りについては、委託者が当該工程を行わず、家内労働者に当該工程のすべてを委託する場合に限る。

4. 効力発生の日 **令和6年5月1日**

最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは次のことにご注意願います。

- 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、最低工賃額に達しない工賃の支払いを定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払いの定めをしたものとみなされます。
- 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃の単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などその都度記入しなければなりません。

最低工賃、家内労働についてのご照会、ご相談は下記へお問い合わせ下さい。

福島労働局 賃金室 (福島市花園町5-46 024-536-4604)

福島労働基準監督署	024(536)4611	会津労働基準監督署	0242(26)6494	喜多方労働基準監督署	0241(22)4211
郡山労働基準監督署	024(922)1370	須賀川労働基準監督署	0248(75)3519	相馬労働基準監督署	0244(36)4175
いわき労働基準監督署	0246(23)2255	白河労働基準監督署	0248(24)1391	富岡労働基準監督署	0240(22)3003